

# 通所介護等事業所「いきいきプラザ」運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人博愛会が設置運営する「いきいきプラザ」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護および介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または総合事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定通所介護および総合事業のサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護、要支援状態等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な相談を行う。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との提携に努めるものとする。

## (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター いきいきプラザ
- (2) 所在地 岐阜県不破郡垂井町宮代1153-2

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 常勤1名（兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 従事者

看護職員 常勤2名（兼務）

介護職員 常勤3名（兼務）、非常勤9名（兼務うち1名）

従事者は、指定通所介護および総合事業の提供に当たる。

- (3) 生活相談員

常勤2名（兼務）非常勤1名（兼務）

生活相談員は、事業者に対する利用の申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力してサービス計画の作成等を行う。

#### (4) 機能訓練指導員

常勤1名

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後4時05分までとする。ただし、利用者から希望があるときは時間延長をすることができる。
- (3) 休業日 1月2日、1月3日、1月4日、1月5日、1月6日、1月7日、1月8日、1月9日、1月10日、1月11日、1月12日、1月13日、1月14日、1月15日、1月16日、1月17日、1月18日、1月19日、1月20日、1月21日、1月22日、1月23日、1月24日、1月25日、1月26日、1月27日、1月28日、1月29日、1月30日、1月31日

#### (事業の実施における利用定員)

第6条 指定通所介護および総合事業の利用定員は1日30人とする。

#### (事業の利用内容)

第7条 指定通所介護および総合事業の内容は次の通りとし、各事業による必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎サービス
- ⑦ 運動器機能向上
- ⑧ 栄養改善
- ⑨ 口腔機能向上

#### (利用料等)

第8条 各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額または総合事業にあっては垂井町が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- 3 食費については、690円を徴収する。
- 4 おむつ代については、実費を徴収する。
- 5 レクリエーションに係る費用については、実費を徴収する。
- 6 その他、各事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について徴収する。
- 7 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認する。
- 8 利用料の支払いは、第1項から第5項までの前月分の利用料を、当月10日までに請求書を発行し当月20日までに支払うものとする。
- 9 支払方法は、銀行口座振替（自動振替も含む）で指定口座に振り込む。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、不破郡内全域、養老町、大垣市上石津町、大垣市国道258号線以西とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者はサービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応策)

第11条 利用者の心身の状態に異変その他の緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生した場合従事者は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密事項の保持を厳守する。

- 2 従事者であった者がその職を離れた後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講ずる。
- 3 本事業所が保有する利用者等の個人情報は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、別に定める個人情報管理規程にもとづき、適正かつ適切に取り扱う。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を使用する際には、あらかじめ利用者及び家族の同意を得る。

(苦情・ハラスメント処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置の実施、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、その提供した介護サービスに関し、保険者が行う文書やその他の物件の提出もしくは提示の求め、または保険者の職員からの質問及び照会に応じ、利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供した介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(調査への協力等)

第15条 市町村の地域包括支援センターが行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行う。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第17条 利用者に提供する必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努め、必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 5 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 2 虐待防止のための指針の整備
  - 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

- 第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討し、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除する。
  - 3 事業所は、従業者に対して、身体拘束廃止と人権を尊重してケアの励行を図り、必要な教育を定期的に実施する。

(認知症介護に係る基礎的な研修)

- 第21条 事業所は、総ての介護サービス従業者（介護士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に定める者などの資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要な事項)

第22条 従事者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 経験に応じた研修 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

(記録の整備)

第23条 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日 から施行する。

平成18年12月 1日	改訂	第13条4項追加
平成20年 7月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成20年12月24日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成21年 9月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成22年 8月 1日	改訂	第 4条 職員の員数の変更
平成24年 4月 1日	改訂	第 4条 職員の員数の変更
平成24年 6月 1日	改定	第5条・8条 提供時間・昼食代変更
平成25年 7月 1日	改定	第19条 記録の整備の追加
平成25年10月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成25年11月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成26年 3月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成27年 4月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
平成27年 8月 1日	改定	第 8条 利用料の変更
平成29年 6月 1日	改定	第 8条 職員の員数の変更
平成29年 8月 1日	改定	総合事業に伴う条文の改定
平成31年 2月15日	改定	第8・19条改定、介護予防通所削除
令和 2年 6月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
令和 3年 4月 1日	改定	第 4条 職員の員数の変更
令和 6年 2月29日	改定	第 4条 職員の員数の変更
令和 6年 4月 1日	改定	第14条 条文の改定 第18・19・20・21条追加
令和 7年 4月 1日	改定	第8条 3 昼食代変更
令和 7年11月 1日	改定	第4条 職員の員数の変更 第5条 営業日の変更